

岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区及び自治会並びに複数の区が共同して組織するコミュニティ等（以下「区等」という。）が行うコミュニティ活動に必要な設備、備品等を整備する事業（以下「事業」という。）に対して交付する岩倉市コミュニティ活動設備費助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 事業を実施しようとする区等に対し、その事業に要する費用のうち、助成金交付の対象として市長が認める費用について助成金を交付する。

(助成金の額)

第3条 前条の規定により交付する助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、一般財団法人自治総合センター一般コミュニティ助成事業の交付の助成額とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする区等は、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付申請書(様式第1)により市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、速やかに岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(事業内容変更の承認等)

第6条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更しようとするときは、速やかに岩倉市コミュニティ活動設備費助成金変更申請書（様式第3）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは岩倉市コミュニティ活動設備費助成金変更決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに岩倉市コミュニティ活動設備費助成金実績報告書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の決定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときはその内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金額確定通知書（様式第6）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 助成金の支払は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要と認められる場合には、概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金（概算払）請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し又は助成金の返還）

第10条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）助成金の運用又は助成事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- （3）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正な行為があったとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

区等の名称

長の氏名

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付申請書

岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付要綱第4条の規定に基づき、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の内容

(1) 助成事業名

(2) 助成事業の目的

(3) 助成事業費

円

(4) 事業計画の内容

(5) 事業実施予定及び完了時期等

実施予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

2 添付資料

(1) 区等の規約等

(2) コミュニティ活動の実施状況

(3) 最近の収支予算書及び決算書

(4) 岩倉市コミュニティ活動設備費助成金に係る収支予算書（別紙）

(5) 事業計画に関する見積書、カタログ及びその他の参考資料の写し

別紙

岩倉市コミュニティ活動設備費助成金に係る収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	金 額	説 明
岩倉市コミュニティ活動設備費助成金		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区 分	金 額	説 明
助成対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち助成対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第 2 (第 5 条関係)

発第 号
年 月 日

様

岩倉市長

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岩倉市コミュニティ活動設備費助成金については、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 助成金交付決定額
- 2 助成の条件 助成事業の目的以外に使用しないこと。
- 3 留意事項

様式第3（第6条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

区等の名称

長の氏名

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金変更申請書

年 月 日付け 発第 号で交付決定された助成事業の内容を変更したいので、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする助成事業の内容及び助成金額

	内 容	助 成 金 額
変更前		
変更後		

3 添付書類

- (1) 変更事業費見積書の写し
- (2) その他必要な書類

様式第4（第6条関係）

発第 号
年 月 日

様

岩倉市長

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありましたこのことについては、下記のとおり変更を承認します。

記

	内 容	助 成 金 額
変更前		
変更後		

様式第 5 (第 7 条関係)

年 月 日

岩倉市長

殿

区等の名称

長の氏名

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金実績報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定された岩倉市
コミュニティ活動設備費助成金に係る助成事業が完了したので、岩倉市コ
ミュニティ活動設備費助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

記

1 助成金額 金 円

2 助成事業に要した経費

	事業費	助成金額
交付決定分		
実績分		

3 添付書類

- (1) 岩倉市コミュニティ活動設備費助成金に係る収支精算書 (別紙)
- (2) 契約書及び領収書の写し

別紙

岩倉市コミュニティ活動設備費助成金に係る収支精算書

1 収入

(単位：円)

区 分	金 額		未収入額	説 明
	当 初	収入済額		
岩倉市コミュニティ活動設備費助成金				
合 計				

2 支出

(単位：円)

区 分	金 額		不用額	説 明
	当 初	支出済額		
助成対象経費				
	小 計			
対象外経費				
	小 計			
合 計				

備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち助成対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第6（第8条関係）

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金については、岩倉市コミュニティ活動設備費助成金交付要綱の定めに基づき下記のとおり助成金の額を確定します。

年 月 日

岩倉市長

様

記

- 1 助成金の確定額 金 円
- 2 別紙請求書を10日以内に提出してください。

様式第7（第9条関係）

年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金助成金（概算払）請求書

金 円

ただし、年度岩倉市コミュニティ活動設備費助成金として、上記の金額をお渡しください。

年 月 日

区等の名称

住所

長の氏名

岩倉市長

殿

振込先

振替先金融機関名	預金の種類	口座番号	ふりがな 口座名義